

千葉県感染拡大防止対策協力金（第5弾）の申請受付開始等について

千葉県感染拡大防止対策協力金（第5弾）につきまして、令和3年4月9日から申請の受付を開始することとしましたので、お知らせします。

なお、専用ポータルサイトは4月1日に開設します。

1 申請受付

【方 法】 オンラインまたは郵送

【期 間】 令和3年4月9日（金）から令和3年5月31日（月）まで

※郵送申請の際の宛先は、4月8日に専用ポータルサイトに掲載予定です。

※申請手続等を定めた「申請要領・様式」は、後日専用ポータルサイトに掲載するとともに、4月9日から市区町村役場、商工会及び商工会議所等で入手いただけます。

2 専用ポータルサイト【令和3年4月1日（木）開設】

【名 称】 千葉県感染拡大防止対策協力金特設サイト

【アドレス】 <https://chiba-kyouryokukin.com/>

（上記は第1弾から第4弾までと共通のページになりますので、アクセス後、第5弾ページへのリンクを選択してください。）

3 本協力金に関するお問い合わせ先

【名 称】 千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

【電話番号】 0570-003894（第1弾から第4弾までと共通）

【受付時間】 午前9時から午後6時まで（土・日・祝日含む）

千葉県感染拡大防止対策協力金（第5弾）の概要

1 概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月22日から3月31日までの間、営業時間を21時まで（酒類の提供は11時から20時）に短縮していただいた飲食店に対し、店舗ごとに「千葉県感染拡大防止対策協力金（第5弾）」を支給します。

2 対象要件

- 千葉県内で飲食店を運営する事業者
- 県からの要請に基づき行った営業時間短縮の協力開始日より前から、必要な飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得のうえ営業していること。
- 従前は21時から翌朝5時までの間に営業している時間のあった店舗が、県からの要請に対し、遅くとも令和3年3月25日までに協力を開始し、令和3年3月31日まで継続して協力したこと。
- 対象期間において、県が要請する感染防止対策を実施すること。

※上記以外にも要件がありますので、詳細は申請要領（4月6日公開予定）をご確認下さい。

3 支給金額

1店舗あたり40万円

※3月22日から営業時間短縮要請に御協力いただいていない場合において、3月25日までに御協力いただいた場合は、一律28万円